時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價逓送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊

〇時事新報社ョリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿れ付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるゐと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

政治上の一大勢力

今の民間の政黨は自由黨改進黨の如く政府に反對するものを民黨と稱し國民協會又はその他の團體の如く民黨と主義を異にするものを吏黨と名け之を二個に區別して此民吏兩黨の外には他の分子を容れざるもの〻如し右は世間に於て一般に認むるのみならず政府に於ても對議會の方法を講するには先づ此兩黨の釣合に注意し、云々するときは民黨の反對を招かんか、斯く〳〵せざるときは吏黨の望を失はんかとて所謂無爲政略の窮策も此邊の遠慮に出でたるもの〻如し今の民黨は甚だ盛ならざるが如しと雖も其組織久しくして相應の人物に乏しからず政府年來の不人望に乘じて反對の民情を利用するものなるが故に其勢力決して侮る可らず又吏黨の中には種々の分子を混じて必ずしも徹頭徹尾政府に味方するもの〻みならざれども兎に角に民黨の主義を非として相容ざるの一點に於ては寧ろ政府と感を同ふするものなれば其心を失ふは政府の利に非ざる可し故に今の時に當りて徒に雙方の氣を損するは素より得策に非ざれども苟も政府の地位に在りて政局の全面に注意するものは民吏兩黨を外にして政治上に一大勢力あるの事實を忘る可らず一大勢力とは即ち社會の中以上に位する獨立具眼の士人にして其向背は政府の爲めに非常の關係あるゐと民吏兩黨の比に非ず此種の士人は全國各地方に散在して資産に富み又相應の智識もあり年來の因緣を以て其地方の民心を左右す可き地位に居ながら却て目下政論の喧しきを厭ひ政黨などの談を聞けば其民吏如何を問はず表面に敬して遠ざけ嘗て之に關係せざるのみか竊に他の狂奔を憫笑する程の次第なれば平生の擧動頗る靜にして往々世間の耳目に洩る〻ゐと多きも其反對に彼の政黨の流に至りては奔走活潑議論壯快にして一擧一動常に外面に現はる〻が故に政府の當局者に於ても自から此を重んじて彼を輕んずるの情なきを得ず如何となれば爰に吏民の兩黨ありて政府の眼を以て見れば民黨の忌ましくして憚る可きは無論、吏黨にても巧に之を籠絡して其歡心を失ふとなからんとするの辛苦は誠に容易ならず今日は專ら其邊の經營に忙くして餘念なきものなれば斯る事情にして當局者の眼中には遠き地方に獨立の士人あるを見ず又みれを思ふの暇もなく唯一時の對議會策に汲々たるが如くなれども少しく心を密にして考ふるときは直に其計の非なるを發明するゐとある可し昨年政府が國會を解散したるは非常の決斷なれども何の賴む所ありて斯る決斷を爲したるものなるやと云ふに必ずしも再撰擧に吏黨の多數を得るの見込ありしに非ず唯民黨の論鋒如何にも過激にして國家事業の進退盛衰の如きは之を不問に付し單に政府の攻擊を目的として政權取合ひの一點に熱したるが故に國中多數の人心は其不穩當を咎めて寧ろ政府に同情を表するもの多きを認め假令ひ解散を斷行するも敢て國民に對して信用を失ふが如き結果はなかる可しとて扨こそ斯る決斷に及びたるゐとならん當時の當局者は果して國中に獨立具眼の士人多きを知りて之に重きを置きたるや否やは明言し難けれども兎に角に政黨者流を外にして尚ほ多數の賴む可きもののあるを認めたるや疑ある可らず左れば今度の無爲政略も或は妙ならんと雖も凡そ政府に立て事を行はんとするには必ず反對なきを得ず兩手に花を把て獨り樂むが如きは政治社會に望む可らざるゐとなれば政治の局面次第に開くるに隨ひ何れ多少の混雜は免かる可らず右せんと欲すれば民黨の怒を招き左せんと欲すれば吏黨の怨を受くる其困難の場合に當り一定の方針に進退を決せんとするには何か由る所の標準なかる可らず其標準とは即ち國中多數の人心にして其人心の方向は獨立士人の去就に由てトす可きものなれば此種の士人は政治上に於ける最後の裁判官とも云ひ又は一國の脊骨とも稱す可きものにして其去就向背は以て政府の根底を動かすに足るの事實を知るに難からざる可し故に當局者が一時の方便として種々の政略を運らすは可なれども常に國の脊骨の運動如何に注目して其釣合を失はざるの用意は決して等閑に付す可らず平生の擧動活潑ならずして表面に現はれざるが爲めに之を度外に置き唯目前の小計略に汲々として却て自家立脚の地を失ふを知らざるが如きは我輩の取らざる所なり

官報

〇農商務省訓令第三十一號　福嶋縣

其縣下西白河石川二郡ニ跨ル澤井原御料地、西白河郡南原御料地、八幡原御料地、十軒原御料地ノ四箇所竝其周圍孕在民有地共今般御獵場ニ被定昨二十四年設置セラレシ同所岩瀨御獵場ヘ組込相成タル旨宮内大臣ヨリ照會ニ付此旨心得ヘシ

明治二十五年十一月四日　農商務大臣伯爵後藤象二郎　内務大臣伯爵井上馨

〇司法省告示第六十三號

本年代言出願人試驗ノ儀東京ハ本月二十四日ヨリ四日間其他ノ地方ハ來ル十二月十二日ヨリ四日間更ニ之ヲ執行ス

但去月執行シタル試驗ハ無効トス

明治二十五年十一月四日　司法大臣伯爵山縣有朋

〇遞信省告示第二百六十六號

明治十九年告示第百十五號水液脂肪類ノ見本ヲ交換シ得ル國名中日耳曼諸保護國竝ニ在外國日耳曼諸郵便局ヲ追加シ明治二十年告示第百四十九號但書ヲ削除ス

明治二十五年十一月四日　遞信大臣伯爵黑田清隆

遞信省告示第二百六十六號參照

遞信省告示第百四十九號（明治二十年八月二十四日）

昨十九年當省告示第百十九號水液類ノ見本ヲ交換スルヲ得ル國名ヘ「カメルウン」州（獨逸保護國）ヲ追加ス

但同國ハ獨逸國同樣水液ノ見本ノミヲ交換ス

〇遞信省告示第二百六十七號

來ル十六日ヨリ越後國中蒲原郡寺泊郵便局同電信局ヲ合併其等級ヲ三等トシ寺泊郵便電信局ト稱ス

明治二十五年十一月四日　遞信大臣伯爵黑田清隆

〇正誤　一昨二日大藏省訓令第四十二號身元保證金拂戻請求書書式中檢査決判ハ檢查判決ノ誤　大藏書記官

雜報

〇海軍大觀覽式に軍艦を派遣する國々　明年四月米國紐育に於て海軍大觀覽式を催すに付き米國政府は諸外國へ照會して軍艦の臨場を請求せり然るに和蘭政府は海軍艦隊多からざるが故に遙か本國を離れて左る遠方へ派遣する能はずと謝絶の返答に及べり墨西哥政府も亦殆んど同樣の趣意を以て斷り目下の所既に公然臨場の旨返答ありしは英國及び佛國のみなり左れども獨、露、伊の三國は孰れも數艘の大艦を派遣する模樣あり又日本及び南米諸國よりも各一二艘づゝを派遣するならんと米人は期して待つ由十月十四日紐育發の報に見ゆ

〇墨西哥に向つての植民　墨西哥政府は日本人の同國に移任せんゐとを希望するに付き榎本前外務大臣等は實地取調べの爲め先頭人を派遣したるが其取調員のゐとを報ぜしものならんが十月十四日墨西哥首府發なりとて米國新聞に載せたる電報に曰く墨西哥シナロア州へ千人の日本人を移住せしめんと目下約束取結び中なり右は數月前日本政府より派遣せし委員が巡廻取調べの上に於て起りし其結果にして大統領ヂアズ氏は日本國人を尊敬するが故に該委員は墨西哥政府より特別の許可を得て歸るゐとなるべしと云々

〇支那北洋艦隊の顧問　として五六年間士官水兵の養成に盡力せし英國海軍大佐ラング氏は先年支那士官と不和を起し辭して歸國したるに付き後任雇入の風說ありしが今度英國海軍少佐スクツアイヤ氏を更に雇入るゝゐとゝなりし由英國兵事新聞に見ゆ氏は千八百八十三年に現役を退き一時英國救助船協會の監督を勤めしゐとあり又日本海軍に雇聘されて約束期限の間無事に勤め功を以て勳章を授與されたる人なり

〇朝鮮外務督辦の轉任に就て　去る二十二年八月朝鮮國署理督辦趙秉稷氏に代り爾來殆ど三年有餘の久しき外務督辦の難職に在りたる閔種默氏は去る韓曆九月四日北兵使に轉任したり後任の候補者は十四年頃公使として日本へ來航したる趙秉鎬、南廷哲、及び右閔種默の三氏なれども何分難職の事とて皆之を辭し更に就職するの模樣なきにより差當り外協辦金鶴鎭氏を署理督辦と爲し暫く日常の事務丈を處理せしむる都合なりと閔氏が多年在職中の功績は知るによしなきも何事にも常に圓滑主義を取り外交上の談判に就ては隨分嘗を左右に托し優柔日を送りたりとの譏なきにあらず左れど此難職を永勤せしは彼の金允植氏を除くの外氏を措て一人もあらざれば以て氏の忍耐心に富めるを知ると同時に又聊か氏の人物を想像するに足るべし此度轉任の命に接するや氏は恰も一命を全せしが如く大に喜び居れり兵使の任は其權位共に監司に匹敵し殊に朝鮮國北關の要衝たる吾國接壤の豆滿江に沿へる慶興慶源等の六鎭及び其他を統轄するものなれば收入亦監司に次ぐよしなり畢竟するに是れ多年氏が難職に在りて勉勵したるにより其恩命に出でたるものなりと云ふ

〇東京府知事に係る行政訴
する東京府の訓令に就て府
は行政裁判所に向て其不當
直接處分を受けたるものに
非ずとて敗訴となりたるに
布告
課税に關する處分に就き
者は先づ其旨を申立て課
六十日内に訴出づべし
但納税期限前に訴出で
ば課額を上納すべし
に基き愈々商業税徵集の
區長若くは郡長に差出し更
りと云ふ
商業税上納に付申
一金何圓何錢也
右は明治二十五年東京府
税として御賦課相成候に
訓令に對しては既に其取
り上納の義不服に有之候

〇第三十三銀行の跡始末
素藏、澁澤榮一、末延通成の
盡くし夫々周旋奔走する
積立金を重なるものとし其
等にて彼是十萬圓程取纏め
一割丈け内渡するゐとゝ
々分配すると云ふ

〇九州鐵道會社の定期總會
日福岡縣下門司の本社に於
季間損益勘定は營業收入一
厘、雜收入八千百八十九圓
厘に對する線路修繕費三
厘、運輸費二萬六千七百十
千七百六十五圓三十七錢八
十四圓六十一錢五厘、純益
七錢五厘（但一株に付七十
原案通り可決したりと云ふ

〇新潟縣會の緊急動議
にては龍手田同縣知事臨場
了ありたき旨を述べて退場
審査委員五名を撰擧し直
先ち四十四番堀川信一郎氏
に諸君の賛同を得て本縣知
省を望まんとするものあ
れざるとに依りては議事の
れば最初に建議するもの
四年度に信濃川堤防改築工
ありとなし同年四月臨時
たるものを二十五年度四
手したるは臨時會を開き
年度内に竣工せしむる
なしたり第二は二十五年度
日に至るまで何着手せず
七月に竣工を告ぐるの豫
なり其他長生橋荒川橋直
設計を誤り實地に適せざ
一例を擧ぐれば目論見樣
り粘土を落とし或は波濱
の變更を要したるもの
向て設計完備して動かす

時三十二分、五時九分、八時四十六分〇（上り）午前七時十九分、十時五十六分、午後二時四十四分、六時三十一分●熊本發（上り）午前六時三十九分、十時二十六分、午後二時二十二分、六時△佐賀線　鳥栖發（佐賀へ）午前七時十分、十時十分、午後二時四十分、六時二十分●佐賀發（鳥栖へ）午前八時四十二分、午後零時三十二分、四時二十二分、八時二分
分、十一時十四分、午後四時十九分、〇十分、十一時十七分、午後三時七分、●時十五分、午後二時、六時三十分
〇水戸鐵道發車時刻　小山發（水戸へ）後二時十五分、五時二十分●水戸發（小山へ）二時、四時五十五分